

令和3年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和4年4月25日現在）

- 1 監査の期間 令和3年9月6日から同年11月25日まで
- 2 監査対象年度 令和3年度事務（令和3年7月31日現在）、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和2年度事務を含む。

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p>（1）道路占用料の減免については、市決裁規程第18条第1項第6号により課長の専決事項となっているが、吉田、桜島、松元、郡山の各建設事務所においては、建設事務所長の決裁により、減免しているものが48件（全件）あった。</p>	建設局 道路部 道路建設課	<p>平成19年3月30日付け行管第80号にて「市決裁規程第32条の道路部道路建設課長専決事項中（3）道路、河川、水路及び法定外公共物の占用許可等に関すること。」については、各建設事務所長が専決する通知を受けている。道路占用料の減免については、当該専決事項に含まれているものであるという認識であった。</p> <p>今回、道路占用料は使用料であり、その減免は、市決裁規程第18条第1項第6号に定める課長共通の専決事項であるという指摘を踏まえ、各建設事務所管内における道路占用料の減免申請については、道路建設課長までの決裁を執ることとした。</p> <p>今後このような事態が発生しないよう、道路占用料の申請を受け付けている全ての建設事務所に対し、各種申請書の決裁の手順に遺漏のないよう令和3年11月5日に文書にて通知した。 （通知受理日：令和4年1月27日）</p>	措置済
<p>（2）現金領収帳受払整理簿は、現金領収帳を会計管理者が収納出納員へ交付した年月日及び収納出納員が収納取扱員へ交付した年月日等を記載するものである。</p> <p>しかしながら、松元建設事務所においては、現金領収証書を交付した納入者の氏名及び納入年月日等を記載していた。</p>	建設局 道路部 道路建設課	<p>現金領収帳受払整理簿の記載については、松元建設事務所では現金領収帳を使用する件数が少なく、記載方法を正しく把握していなかったことが主な原因である。このため、令和3年12月15日に新たに現金領収帳受払整理簿を備えた。</p> <p>また、適正な事務処理を行うよう道路建設課においては令和3年11月5日に、全ての建設事務所に対し文書にて通知した。 （通知受理日：令和4年1月27日）</p>	措置済